

公益社団法人福岡中部法人会 慶弔規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人福岡中部法人会の会員（代表者をいう。）及び役員（理事、監事、顧問及び相談役をいう。）の慶弔について定める。

(弔事)

第 2 条 会員が死亡したときは、会長が弔電を贈る。

2 役員が死亡したときは、会長が弔電及び 2 万円相当の供花を贈る。

3 天災又は疾病等予測し得ない事情により一時に多数の会員及び役員が死亡し、本会の予算に重大な影響を及ぼすと認められる場合は、会長は、第 1 項及び第 2 項の規程の執行を延期し、又は停止し、若しくは減額することができる。

(慶事)

第 3 条 会員又は役員が次の荣誉に浴したときは、会長が祝意を表し祝電を贈る。

(1) 叙位叙勲

(2) 褒賞

(3) 各省大臣（国税庁長官を含む）の表彰若しくはそれに相当する表彰

(4) 国税局長又はそれに相当する表彰（感謝状を含む。）

(5) 税務署長又はそれに相当する表彰（感謝状を含む。）

(適用要件)

第 4 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、事務局に対して関係者等から該当することとなった旨の通知がなされた場合に適用するものとする。

(支部役員)

第 5 条 支部役員の弔事については、支部長が役員会で協議のうえ、決定することができるものとする。

(その他)

第 6 条 第 2 条及び第 3 条に定めるほか、特に必要があると認められる事実が生じた場合は、総務委員会で協議して決定する。ただし、緊急を要する場合は、総務委員長及び専務理事が協議し決定することができる。

附 則

この規程は、昭和 59 年 10 月 29 日から施行する。

平成 17 年 10 月 25 日 一部改正